

令和6年度9月補正予算の概要

議案番号	議案	頁	担当
議案第4号	令和6年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算(第3号)	P1～ P21	企画財政課
議案第5号	令和6年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	P22～ P24	企画財政課
議案第6号	令和6年度鎌ヶ谷市介護保険特別会計補正予算(第1号)	P25～ P27	企画財政課
議案第7号	令和6年度鎌ヶ谷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	P28～ P29	企画財政課

【予算総額の推移】

単位:千円

会計区分	当初予算額	5月補正	6月補正	9月補正				累計総額
一般会計	42,140,000	1,151,666	357,491	1,874,806				45,523,963
国民健康保険特別会計	10,425,000			32,564				10,457,564
介護保険特別会計	9,746,000			440,155				10,186,155
後期高齢者医療特別会計	1,890,000			13,180				1,903,180
合計	64,201,000	1,151,666	357,491	2,360,705	0	0	0	68,070,862

議案第4号 令和6年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算（第3号）

【概要】

補正前の予算総額43,649,157千円に対し、歳入歳出それぞれ1,874,806千円を追加し、補正後の予算総額を45,523,963千円にしようとするものである。

なお、主な内容は、次のとおりである。

1 歳入関係

- (1) 市民税（個人現年課税分） 300,000千円
- (2) 定額減税減収補填特例交付金 ▲215,555千円
- (3) 普通交付税 ▲66,090千円（補正後4,843,910千円）
- (4) 土地売払収入 125,577千円
- (5) 財政調整基金繰入金 218,402千円
- (6) 介護保険特別会計繰入金 93,862千円
- (7) 令和5年度決算の確定に伴う繰越金 1,352,195千円（補正後1,752,195千円）

2 歳出関係

- (1) 総合福祉保健センター分館整備事業 ▲13,034千円
- (2) 農業振興対策事業に要する経費 14,714千円
- (3) 新鎌ヶ谷駅周辺地区市街地整備促進事業 125,577千円
- (4) 公園施設長寿命化事業 10,098千円
- (5) 国史跡下総小金中野牧跡保存整備事業 26,429千円
- (6) 財政調整基金積立金 876,098千円
- (7) 減債基金積立金 350,000千円

3 補助金等精算一覧 P11～P15

- (1) 事業費の精算に伴う追加交付額 総額 25,469千円
- (2) 事業費の精算に伴う補助金等返還金 総額 438,014千円

4 最低賃金の引上げに伴う補正一覧 P16～P19

- (1) 事業費（歳入）の追加 総額 563千円
- (2) 事業費（歳出）の追加 総額 16,554千円

5 継続費関係 P20

- (1) 総合福祉保健センター分館整備事業

6 繰越明許費関係 P20

- (1) 放課後児童クラブ整備・改修事業

7 債務負担行為関係 P20～P21

- (1) コミュニティセンター指定管理料
- (2) 民間保育所等整備助成事業
- (3) きらりホール及び中央公民館指定管理料

【歳入予算】

単位：千円

No.	課名	款	名 称	補正額	説明
1	課税課 収税課	1款 市税	市民税 個人 現年課税分	300,000	<p>【概要】 ①当初課税（6月調定分）後の定額減税に係る影響額（個人住民税）が判明したことから、当初予算との差額を追加するものである。 なお、当初予算では、影響額の積算方法が不明であったため、個人住民税1万円を全て市民税として想定していたが、減税対象となる令和5年度中所得の内容、扶養人数の状況、市民税と県民税の割振りを行った結果、市民税分の影響額が約4億8,900万円となったものである。 ②定額減税の影響額を算定する過程において、個人市民税所得割が当初予算で想定していた調定額を上回ったため、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 補正後の額6,044,340千円－補正前の額5,744,340千円＝補正額300,000千円 ①定額減税影響額分（当初課税▲489,401千円－当初予算▲730,000千円）×徴収率98.7%÷237,472千円 ②当初予算から増加分62,528千円 ①＋②＝300,000千円</p>
2	企画財政課	12款 地方 特例交付金	地方特例交付金	▲ 11,290	<p>【概要】 交付額の決定に伴い、減額するものである。</p> <p>【算出根拠】 決定額118,710千円－補正前の額130,000千円＝補正額▲11,290千円 ※令和5年度交付決定額124,265千円</p>
3	企画財政課	12款 地方 特例交付金	定額減税減収補 填特例交付金	▲ 215,555	<p>【概要】 交付額の決定に伴い、減額するものである。</p> <p>【算出根拠】 決定額504,955千円－補正前の額720,510千円＝補正額▲215,555千円</p>
4	企画財政課	13款 地方 交付税	普通交付税	▲ 66,090	<p>【概要】 交付額の決定に伴い、減額するものである。</p> <p>【算出根拠】 決定額4,843,910千円－補正前の額4,910,000千円＝補正額▲66,090千円 ※令和5年度当初（7月）交付決定額：4,727,250千円</p>
5	保険年金課	17款 国庫 支出金	社会保障・税番 号制度システム 整備費補助金	1,034	<p>【概要】 国民健康保険システムについて、令和6年12月2日から国民健康保険被保険者証の発行が終了し、マイナンバーカードを所有していない被保険者などを対象に資格確認書を発行する必要性が生じることから、システム改修を行うことに伴い、計上するものである。</p> <p>【算出根拠】 社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,034千円（補助率10/10）</p>

No.	課名	款	名 称	補正額	説明
6	こども支援課	17款 国庫支出金	子ども・子育て交付金	1,440	<p>【概要】 道野辺小学校放課後児童クラブの運営委託について、定員を上回る利用児童が在籍しており、支援員を増員していることに伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 補正後の額102,570千円－補正前の額101,130千円＝補正額1,440千円</p>
7	文化・スポーツ課	17款 国庫支出金	文化財保存事業補助金	20,939	<p>【概要】 国史跡下総小金中野牧跡の用地取得に係る費用について、不動産鑑定及び物件調査の結果により当初予算から増額となることが判明したことに伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 補正後の額79,187千円－補正前の額58,248千円＝補正額20,939千円</p>
8	こども支援課	18款 県支出金	子ども・子育て交付金	1,440	<p>【概要】 道野辺小学校放課後児童クラブの運営委託について、定員を上回る利用児童が在籍しており、支援員を増員していることに伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 補正後の額100,158千円－補正前の額98,718千円＝補正額1,440千円</p>
9	農業振興課	18款 県支出金	「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金	14,714	<p>【概要】 認定農業者（3件）に対して、生産力強化のための機械及び施設整備費用（いちごのパイプハウス・自走式全自動ネギ収穫機・スピードスプレヤー）について補助金を交付することに伴い、計上するものである。</p> <p>【算出根拠】 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金14,714千円</p>
10	文化・スポーツ課	18款 県支出金	文化財保存事業補助金	▲ 4,490	<p>【概要】 補助金の内定に伴い、減額するものである。</p> <p>【算出根拠】 内定額3,915千円－補正前の額8,405千円＝補正額▲4,490千円</p>
11	都市計画課	19款 財産収入	土地売払収入（新鎌ヶ谷駅周辺地区市街地整備促進事業分）	125,577	<p>【概要】 令和6年度に本市が取得予定であり、千葉県企業局が新鎌ヶ谷地区に所有する東京10号線延伸新線跡地について、県が不動産鑑定を実施したところ、用地購入費に不足が見込まれることが判明した。本用地は購入額と同額での売払いを想定して当初予算に計上していることから、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 補正後の額815,899千円－補正前の額690,322千円＝補正額125,577千円</p>

No.	課名	款	名称	補正額	説明
12	企画財政課	21款 繰入金	財政調整基金繰入金	218,402	<p>【概要】 歳入歳出予算の差額について、繰入金を追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 見込額1,705,348千円－補正前の額1,486,946千円＝補正額218,402千円</p> <p>【9月補正後の残高】 1,364,715千円</p>
13	企画財政課	21款 繰入金	公共施設整備基金繰入金	▲ 10,000	<p>【概要】 総合福祉保健センター分館整備について、当初は令和6年度中に基本設計、令和7年度から令和8年度にかけて実施設計と本体工事を一括発注方式にて整備することを検討していたが、基本設計も併せて令和6年度から3か年にわたり一括発注方式で整備することに伴い、各年度の事業費が変更となるため、令和6年度当初予算に計上した繰入金を減額するものである。</p> <p>【算出根拠】 見込額357,000千円－当初予算額367,000千円＝補正額▲10,000千円</p> <p>【9月補正後の残高】 74,654千円</p>
14	高齢者支援課	21款 繰入金	介護保険特別会計繰入金	93,862	<p>【概要】 令和5年度決算の確定に伴い、繰入金を追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 確定額93,863千円－補正前の額1千円＝補正額93,862千円</p>
15	保険年金課	21款 繰入金	後期高齢者医療特別会計繰入金	9,296	<p>【概要】 令和5年度決算の確定に伴い、繰入金を追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 確定額9,297千円－補正前の額1千円＝補正額9,296千円</p>
16	企画財政課	22款 繰越金	繰越金	1,352,195	<p>【概要】 一般会計の令和5年度決算の実質収支の確定に伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 確定額1,752,195千円－補正前の額400,000千円＝補正額1,352,195千円 ※令和4年度決算実質収支2,498,463千円</p>
17	市民活動推進課	23款 諸収入	コミュニティ助成事業助成金	2,000	<p>【概要】 一般財団法人自治総合センターが、住民のコミュニティ活動に必要な備品（机・椅子等）の整備に対し宝くじの収益金を活用して助成するもので、助成対象となった道野辺あおば自治会に助成することに伴い、計上するものである。</p> <p>【算出根拠】 コミュニティ助成事業助成金2,000千円</p>

No.	課名	款	名 称	補正額	説明
18	社会福祉課	24款 市債	総合福祉保健センター分館整備事業債	4,200	<p>【概要】 総合福祉保健センター分館整備について、当初は令和6年度中に基本設計、令和7年度から令和8年度にかけて実施設計と本体工事を一括発注方式にて整備することを検討していたが、基本設計も併せて令和6年度から3か年にわたり一括発注方式で整備することに伴い、各年度の事業費が変更となるため、計上するものである。</p> <p>【算出根拠】 総合福祉保健センター分館整備事業債4,200千円</p>
19	道路河川整備課	24款 市債	通学路整備事業債	2,300	<p>【概要】 市道49号線の通学路における歩道整備について、より一層の事業の進捗を図り、必要な用地を前倒して購入することに伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 補正後の額9,100千円－補正前の額6,800千円＝補正額2,300千円</p>
20	公園緑地課	24款 市債	都市公園整備事業債	9,000	<p>【概要】 公園施設の脱炭素化の推進のため、市制記念公園管理棟等及び貝柄山公園のLED照明改修を実施することに伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 補正後の額13,500千円－補正前の額4,500千円＝補正額9,000千円</p>
21	文化・スポーツ課	24款 市債	国史跡下総小金中野牧跡保存整備事業債	8,700	<p>【概要】 国史跡下総小金中野牧跡の用地取得に係る費用について、不動産鑑定及び物件調査の結果により当初予算から増額となることが判明したことに伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 補正後の額14,800千円－補正前の額6,100千円＝補正額8,700千円</p>
22	企画財政課	24款 市債	臨時財政対策債	▲ 8,900	<p>【概要】 発行可能額の決定に伴い、減額するものである。</p> <p>【算出根拠】 決定額101,100千円－補正前の額110,000千円＝補正額▲8,900千円 ※令和5年度発行額：228,800千円</p>
合計				1,848,774	
補助金等追加交付額 合計				25,469	※補助金等精算一覧 (P11～P15) より
最低賃金の引上げに伴う補正額 合計				563	※最低賃金引上補正一覧 (P16～19) より
歳入予算 合計				1,874,806	

【歳出予算】

単位：千円

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
1	総務課	2	1	4	文書管理に要する経費	11節 役務費	6,127	<p>【概要】 郵便料金が令和6年10月1日から改定となることに伴い、通信運搬費に不足が見込まれるため、追加するものである。</p> <p>【財源内訳】 一般財源6,127千円</p> <p>【算出根拠】 補正後の額51,059千円－補正前の額44,932千円＝補正額6,127千円</p>
2	市民活動推進課	2	1	9	地域振興に要する経費	18節 負担金補助及び交付金	2,000	<p>【概要】 道野辺あおば自治会が行う地域のコミュニティ活動に必要な備品（机・椅子等）の整備に対し助成するため、計上するものである。</p> <p>【財源内訳】 諸収入（コミュニティ助成事業助成金）2,000千円（助成率10/10）</p> <p>【算出根拠】 コミュニティ助成事業助成金2,000千円</p>
3	保険年金課	3	1	1	国民健康保険特別会計繰出金	27節 繰出金	1,034	<p>【概要】 国民健康保険システムについて、令和6年12月2日から国民健康保険被保険者証の発行が終了し、マイナンバーカードを所有していない被保険者などを対象に資格確認書を発行する必要が生じることから、システム改修を行うため、追加するものである。</p> <p>【財源内訳】 国庫支出金1,034千円（補助率10/10）</p> <p>【算出根拠】 補正後の額1,103,574千円－補正前の額1,102,540千円＝補正額1,034千円</p>
4	社会福祉課	3	1	2	総合福祉保健センター分館整備事業	12節 委託料	▲ 13,034	<p>【概要】 総合福祉保健センター分館整備について、当初は令和6年度中に基本設計、令和7年度から令和8年度にかけて実施設計と本体工事を一括発注方式にて整備することを検討していたが、基本設計も併せて令和6年度から3か年にわたり一括発注方式で整備することに変更することとするため、令和6年度の事業費を減額するものである。</p> <p>なお、併せて一括発注方式に係る継続費を設定する。</p> <p>【財源内訳】 地方債4,200千円（充当率80%） 公共施設整備基金▲10,000千円 一般財源▲7,234千円</p> <p>【算出根拠】 ①基本設計委託▲23,320千円 ②基本設計委託（継続費）4,997千円 ③実施設計委託（継続費）5,289千円</p>

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
5	障がい福祉課	3	1	4	地域生活支援事業に要する経費	12節 委託料	1,862	<p>【概要】 障がい者相談支援事業について、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、本来課税対象であったが、非課税と取り扱っていたことから、消費税等（平成30年度から令和4年度の5か年分）を追加で支出するため、計上するものである。</p> <p>【財源内訳】 一般財源1,862千円</p> <p>【算出根拠】 相談支援事業委託（消費税分）1,862千円</p>
6	高齢者支援課	3	1	6	介護保険特別会計繰出金	27節 繰出金	2,955	<p>【概要】 ①介護保険システムについて、高額介護（高額総合事業）サービス費の国保連合会への共同委託運用から自庁計算運用に切り替えるため、システム改修費用を追加するものである。 ②令和5年度における低所得者保険料軽減負担金（国分）の精算に伴い、追加するものである。</p> <p>【財源内訳】 ①一般財源1,584千円 ②諸収入（国庫負担金）1,371千円（負担率1/2）</p> <p>【算出根拠】 見込額1,536,615千円－補正前の額1,533,660千円＝補正額2,955千円</p>
7	幼児保育課	3	2	1	民間保育所等整備助成事業	7節 報償費	14	<p>【概要】 今後見込まれる保育の必要量を確保するため、令和8年4月1日開園予定の定員60名規模（1か所）の民間保育所等を整備するため、計上するものである。 なお、令和7年度の整備工事に向け、令和6年度中にプロポーザルを実施し、事業者を決定する必要があることから、併せて債務負担行為を設定する。</p> <p>【財源内訳】 一般財源14千円</p> <p>【算出根拠】 民間保育所等運営事業者選考委員会委員報償14千円</p>
8	こども支援課	3	2	5	放課後児童クラブの管理運営に要する経費	12節 委託料	6,708	<p>【概要】 道野辺小学校放課後児童クラブの運営委託について、定員を上回る利用児童がおり、支援員を増員していることから、追加するものである。</p> <p>【財源内訳】 国庫支出金1,440千円（補助基準額4,322千円の1/3） 県支出金1,440千円（補助基準額4,322千円の1/3） 一般財源3,828千円</p> <p>【算出根拠】 補正後の額263,550千円－補正前の額256,842千円＝補正額6,708千円</p>

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
9	こども支援課	3	2	5	放課後児童クラブ整備・改修事業	12節 委託料	3,000	<p>【概要】 道野辺小学校放課後児童クラブについて、定員を上回る利用児童が在籍していることから、利用環境を整備し、2クラブ体制から3クラブ体制へ移行するため、改修工事に係る実施設計委託を計上するものである。 なお、年度内完了が見込まれないことから、併せて繰越明許費を設定する。</p> <p>【財源内訳】 一般財源3,000千円</p> <p>【算出根拠】 道野辺小学校放課後児童クラブ整備工事設計委託3,000千円</p>
10	農業振興課	6	1	3	農業振興対策事業に要する経費	18節 負担金補助及び交付金	14,714	<p>【概要】 認定農業者（3件）に対して、生産力強化のための施設整備費用（いちごのパイプハウス・自走式全自動ネギ収穫機・スピードスプレヤー）について補助金を交付するため、計上するものである。</p> <p>【財源内訳】 県支出金14,714千円（補助率1/4） ※認定農業者負担分3/4</p> <p>【算出根拠】 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金14,714千円</p>
11	道路河川整備課	8	2	3	通学路整備事業	10節 需用費 12節 委託料 14節 工事請負費 16節 公有財産購入費 21節 補償補填及び賠償金	6,656	<p>【概要】 市道49号線の通学路における歩道整備について、令和6年に入り境界未確定地の境界が確定したことから、より一層の事業の進捗を図り、必要な用地を前倒して購入するため、計上するものである。</p> <p>【財源内訳】 地方債2,300千円（充当率90%） 一般財源4,356千円</p> <p>【算出根拠】 ①消耗品費1千円 ②不動産鑑定委託1,140千円 ③物件調査委託440千円 ④永久標設置及び査定図作成委託311千円 ⑤登記事務委託223千円 ⑥用地保全工事1,958千円 ⑦通学路整備事業用地購入費1,170千円 ⑧通学路整備事業に伴う物件補償1,413千円</p>

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
12	都市計画課	8	4	2	新鎌ヶ谷駅周辺地区市街地整備促進事業	16節 公有財産購入費	125,577	<p>【概要】 令和6年度に本市が取得予定であり、千葉県企業局が新鎌ヶ谷地区に所有する東京10号線延伸新線跡地について、県が不動産鑑定を実施したところ、用地購入費に不足が見込まれることが判明したため、追加するものである。</p> <p>【財源内訳】 一般財源125,577千円 ※なお、土地売却収入として125,577千円を追加している。</p> <p>【算出根拠】 補正後の額815,899千円－補正前の額690,322千円＝補正額125,577千円</p>
13	公園緑地課	8	4	5	公園施設長寿命化事業	14節 工事請負費	10,098	<p>【概要】 公園施設の脱炭素化の推進のため、市制記念公園管理棟等及び貝柄山公園のLED照明改修を実施するため、追加するものである。</p> <p>【財源内訳】 地方債9,000千円（充当率90%） 一般財源1,098千円</p> <p>【算出根拠】 補正後の額21,098千円－補正前の額11,000千円＝補正額10,098千円</p>
14	文化・スポーツ課	10	4	1	国史跡下総小金中野牧跡保存整備事業	16節 公有財産購入費 21節 補償補填及び賠償金	26,429	<p>【概要】 国史跡下総小金中野牧跡の用地取得に係る費用について、不動産鑑定及び物件調査の結果により当初予算から増額となることが判明したため、追加するものである。</p> <p>【財源内訳】 国庫支出金20,939千円（補助率4/5） 県支出金▲4,490千円（補助率1/10以内） 地方債8,700千円（充当率90%） 一般財源1,280千円</p> <p>【算出根拠】 ①国史跡用地購入費 補正後の額49,483千円－補正前の額46,632千円＝補正額2,851千円 ②国史跡下総小金中野牧跡保存整備事業に伴う物件補償 補正後の額43,578千円－補正前の額20,000千円＝補正額23,578千円</p>

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
15	企画財政課	13	2	1	財政調整基金積立に要する経費	24節 積立金	876,098	<p>【概要】 令和5年度決算における一般会計実質収支額の2分の1を積み立てるため、追加するものである。</p> <p>【財源内訳】 一般財源876,098千円</p> <p>【算出根拠】 令和5年度実質収支1,752,195千円×1/2=補正額876,098千円</p> <p>【9月補正後の残高】 1,364,715千円</p>
16	企画財政課	13	2	2	減債基金積立に要する経費	24節 積立金	350,000	<p>【概要】 今後の市債償還の財源とするため、追加するものである。</p> <p>【財源内訳】 一般財源350,000千円</p> <p>【算出根拠】 補正後の額400,024千円－補正前の額50,024千円＝補正額350,000千円</p> <p>【9月補正後の残高】 669,761千円</p>
合計							1,420,238	
補助金等返還金 合計							438,014	※補助金等精算一覧 (P11～P15) より
最低賃金の引上げに伴う補正額 合計							16,554	※最低賃金引上補正一覧 (P16～P19) より
歳出予算 合計							1,874,806	

補助金等精算一覧（令和5年度等の国庫負担金等の精算に関するもの）

1 事業費の精算に伴う追加交付額【歳入予算】

単位：千円

NO	款	名称	補助金名	担当課	算出根拠		
					受入額(A)	確定額(B)	追加交付額(B)-(A)
1	23	国庫支出金等過年度収入	障害児入所給付費負担金（国庫負担金）	障がい福祉課	262,372	263,375	1,003
2	23	国庫支出金等過年度収入	介護保険低所得者保険料軽減負担金（国庫負担金）	高齢者支援課	55,846	57,217	1,371
3	23	国庫支出金等過年度収入	施設型給付費負担金・地域型保育給付費負担金（子どものための教育・保育給付交付金（国庫負担金））（令和5年度分）	幼児保育課	748,863	761,499	12,636
4			施設型給付費負担金・地域型保育給付費負担金（子どものための教育・保育給付費県費負担金）（令和5年度分）		296,880	302,327	5,447
5			施設型給付費負担金（子どもための教育・保育給付費地方単独費用負担金）（令和5年度分）		4,329	4,548	219

（次ページへ続く）

単位：千円

NO	款	名称	補助金名	担当課	算出根拠		
					受入額(A)	確定額(B)	追加交付額(B)-(A)
6	23	国庫支出金等過年度収入	子育てのための施設等利用給付交付金 (国庫補助金) (令和5年度分)	幼児保育課	213,590	214,300	710
7			子育てのための施設等利用給付費県費負担金 (令和5年度分)		106,795	107,150	355
8			子育てのための施設等利用給付交付金 (国庫補助金) (令和4年度分)		223,498	225,975	2,477
9			子育てのための施設等利用給付費県費負担金 (令和4年度分)		111,749	112,987	1,238
10			子育てのための施設等利用給付交付金 (国庫補助金) (令和3年度分)		244,276	244,285	9
11			子育てのための施設等利用給付費県費負担金 (令和3年度分)		122,138	122,142	4
合 計					2,390,336	2,415,805	25,469

(次ページへ続く)

2 事業費の精算に伴う補助金等返還金【歳出予算】

単位：千円

NO	科目			予算事業名	補助金名	担当課	算出根拠		
	款	項	目				受入額(A)	確定額(B)	返還額(A)-(B)
1	3	1	4	自立支援給付事業に要する経費	障害者自立支援医療費負担金（国庫負担金）	障がい福祉課	1,093,467	1,020,668	72,799
2					障害者医療費負担金（国庫負担金）		46,976	43,162	3,814
3	3	1	6	高齢者生きがい対策に要する経費	介護保険低所得者保険料軽減負担金（県負担金）	高齢者支援課	28,655	28,608	47
4	3	2	1	児童総務事務に要する経費	子ども・子育て支援交付金	こども支援課	81,073	73,662	7,522
5					新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分・事業費分）		43,100	41,000	2,100
6					新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分・事務費分）		2,802	870	1,932
7	3	2	1	児童総務事務に要する経費	子ども・子育て支援交付金（国庫補助金）（令和5年度分）	幼児保育課	35,219	31,602	3,617
8					子ども・子育て支援交付金（県補助金）（令和5年度分）		31,728	31,602	126
9					子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金（令和5年度分）		165	143	22

(次ページへ続く)

単位：千円

NO	科目			予算事業名	補助金名	担当課	算出根拠		
	款	項	目				受入額(A)	確定額(B)	返還額(A)-(B)
10				児童総務事務に要する経費	保育対策総合支援事業費補助金（国庫補助金）（令和5年度分）	幼児保育課	3,377	1,462	1,915
11					保育対策総合支援事業費補助金（国庫補助金）（国の令和4年度繰越分）		1,430	972	458
12	3	2	1		保育対策総合支援事業費補助金（県補助金）（令和5年度分）		28,522	27,837	685
13					保育士処遇改善事業補助金（県補助金）（令和5年度分）		24,290	24,040	250
14					保育士配置改善事業補助金（県補助金）（令和5年度分）		16,379	16,257	122
15	3	2	1	家庭児童相談に要する経費	児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金	こども支援課	8,623	7,168	1,455
16				児童手当に要する経費	児童手当交付金（国）		962,557	950,889	11,668
17	3	2	2		児童手当負担金（県）		216,244	215,041	1,203
18				母子等福祉に要する経費	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（ひとり親世帯分・事業費分）		53,050	51,550	1,500
19	3	2	3		新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（ひとり親世帯分・事務費分）		2,109	985	1,124

(次ページへ続く)

単位：千円

NO	科目			予算事業名	補助金名	担当課	算出根拠		
	款	項	目				受入額(A)	確定額(B)	返還額(A)-(B)
20	3	2	3	母子等福祉に要する経費	母子家庭等対策総合支援事業費補助金	こども支援課	10,391	9,569	822
21					母子家庭等対策費補助金（県補助金）		605	208	397
22	3	3	1	生活保護事務に要する経費	生活保護費等負担金（生活扶助費）	社会福祉課	948,138	888,267	59,871
23					生活保護費等負担金（医療扶助費）		981,254	952,590	28,664
24					生活保護費等負担金（介護扶助費）		71,245	65,274	5,971
25					社会保障・税番号制度システム整備等補助金		4,389	4,224	165
26	4	1	2	予防接種に要する経費	疾病予防対策事業費等補助金	健康増進課	4,194	1,461	2,733
27	4	1	2	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（令和4～5年度分）	169,371		145,902	23,470	
28				新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金（令和4～5年度分）		462,991	307,168	155,823
29	4	1	4	伴走型相談支援・出産子育て応援給付金に要する経費	出産・子育て応援交付金	健康増進課	7,198	4,393	2,805
30	4	1	4	伴走型相談支援・出産子育て応援給付金に要する経費	出産・子育て応援交付金	こども支援課	149,367	104,433	44,934
合 計							5,488,909	5,051,007	438,014

最低賃金の引上げに伴う補正一覧

【概要】

千葉県最低賃金の引上げに伴い、パートタイム会計年度任用職員報酬等に不足が見込まれることから、報酬12,842千円、職員手当等3,084千円、繰出金628千円（特別会計においては、同会計内でそれぞれ報酬及び職員手当等について追加）を追加するものである。

これは、千葉地方最低賃金審議会から千葉県最低賃金について時間額1,026円から1,076円に改正する答申があり、令和6年10月1日から最低賃金が引き上げられることに伴うものである。

(1) 一般会計分（歳出補正）

単位：千円

No.	科目			担当課	予算事業名	報酬 追加額	職員手当等 追加額	歳出補正 予算額
	款	項	目					
1	1	1	1	議会事務局	議会事務局の運営に要する経費	25	11	36
2	2	1	1	総務課	総務事務に要する経費	32	13	45
3	2	1	2	総務課	人事管理に要する経費	104	26	130
4	2	1	3	秘書広報課	広報に要する経費	13	0	13
5	2	1	8	企画財政課	企画事務に要する経費	73	0	73
6					多文化共生推進センターの管理運営に要する経費	58	3	61
7	2	1	9	市民活動推進課	地域振興に要する経費	21	9	30
8					市民活動推進センターの管理運営に要する経費	19	8	27
9					男女共同参画推進センターの管理運営に要する経費	35	0	35
10	2	1	11	安全対策課	防災対策に要する経費	21	9	30
11	2	2	1	課税課	市税の賦課等に要する経費	15	6	21
12	2	2	1	収税課	市税の徴収等に要する経費	138	53	191
13	2	3	1	市民課	戸籍住民基本台帳事務に要する経費	324	85	409
14					旅券事務に要する経費	93	35	128
15	3	1	1	社会福祉課	社会福祉事務に要する経費	21	9	30
16					地域福祉に要する経費	13	6	19
17					生活困窮者自立支援事業に要する経費	16	0	16
18	3	1	1	障がい福祉課	障がい者支援事務に要する経費	17	7	24
19	3	1	4	障がい福祉課	自立支援給付事業に要する経費	7	0	7
20					地域生活支援事業に要する経費	47	7	54
21	3	1	5	障がい福祉課	身体障がい者福祉センターの運営に要する経費	50	13	63
22	3	1	6	高齢者支援課	高齢者在宅福祉に要する経費	80	28	108
23	3	1	6	保険年金課	後期高齢者保健事業に要する経費	13	6	19

No.	科目			担当課	予算事業名	報酬 追加額	職員手当等 追加額	歳出補正 予算額
	款	項	目					
24	3	1	7	保険年金課	国民年金事務に要する経費	120	46	166
25	3	2	1	こども支援課	児童総務事務に要する経費	139	50	189
26					家庭児童相談に要する経費	45	8	53
27					ファミリー・サポート・センターの運営に要する経費	47	0	47
28					つどいの広場の運営に要する経費	164	9	173
29					子育て支援センターの運営に要する経費	71	17	88
30					利用者支援事業に要する経費	42	9	51
31	3	2	1	幼児保育課	児童総務事務に要する経費	61	24	85
32	3	2	3	こども支援課	母子等福祉に要する経費	21	9	30
33	3	2	4	幼児保育課	市立保育園の管理運営に要する経費	2,527	619	3,146
34					中高齢者交流保育事業に要する経費	34	0	34
35	3	2	5	こども支援課	各児童センターの管理運営に要する経費	686	61	747
36					こども発達センターの管理運営に要する経費	431	156	587
37	3	3	1	社会福祉課	生活保護事務に要する経費	3	2	5
38	4	1	1	健康増進課	健康づくり推進に要する経費	35	0	35
39	4	1	1	環境課	狂犬病予防等に要する経費	61	24	85
40	4	1	2	健康増進課	各種健（検）診に要する経費	113	0	113
41					予防接種に要する経費	78	0	78
42	4	1	3	環境課	環境保全の啓発に要する経費	31	13	44
43					水道の衛生対策に要する経費	41	13	54
44	4	1	4	健康増進課	健康管理事務に要する経費	186	10	196
45					成人保健に要する経費	70	0	70
46					フッ化物洗口に要する経費	36	0	36
47					伴走型相談支援・出産子育て応援給付金に要する経費	41	2	43
48					産婦健康診査事業	13	0	13
49	4	2	1	クリーン推進課	清掃事務に要する経費	104	40	144
50	4	2	3	クリーン推進課	し尿処理事務に要する経費	32	13	45
51	5	1	1	商工観光課	雇用安定事務に要する経費	18	4	22
52	6	1	2	農業振興課	農業総務事務に要する経費	30	11	41

No.	科目			担当課	予算事業名	報酬 追加額	職員手当等 追加額	歳出補正 予算額
	款	項	目					
53	6	1	3	農業振興課	鎌ヶ谷農産物ブランド育成に要する経費	57	11	68
54	7	1	2	商工観光課	企業誘致基本計画推進事業	30	11	41
55	7	1	3	商工観光課	消費者対策に要する経費	78	11	89
56	8	1	1	道路河川管理課	道路管理に要する経費	26	11	37
57	8	1	2	建築住宅課	建築指導に要する経費	13	6	19
58	8	1	4	道路河川管理課	交通安全対策に要する経費	30	5	35
59	8	4	1	都市計画課	都市計画事務に要する経費	25	11	36
60					開発指導事務に要する経費	30	11	41
61	8	4	2	都市計画課	市街地整備に要する経費	17	7	24
62	8	4	3	道路河川整備課	北千葉道路整備推進に要する経費	9	4	13
63	8	4	5	公園緑地課	公園維持管理に要する経費	148	42	190
64	9	1	1	消防総務課	消防事務に要する経費	16	0	16
65	9	1	1	予防課	予防業務に要する経費	26	11	37
66	9	1	1	警防課	警防業務に要する経費	26	11	37
67	10	1	3	学校教育課	外国語指導助手に要する経費	102	26	128
68					教育指導に要する経費	531	165	696
69					学校運営に要する経費	51	20	71
70					少人数教育推進に要する経費	389	125	514
71					学校地域支援に要する経費	5	0	5
72					特別支援教育推進に要する経費	466	147	613
73	10	1	4	学校教育課	心身障がい児の教育に要する経費	2,065	643	2,708
74	10	2	1	教育総務課	小学校の管理運営に要する経費	255	97	352
75	10	3	1	教育総務課	中学校の管理運営に要する経費	130	50	180
76	10	4	1	文化・スポーツ課	文化財保護に要する経費	299	0	299
77					文化振興に要する経費	31	13	44
78					民間開発による埋蔵文化財調査に要する経費	308	0	308
79					埋蔵文化財活用整理事業	300	0	300
80	10	4	1	生涯学習推進課	青少年の社会参加・体験活動の機会づくりに要する経費	29	11	40
81	10	4	2	生涯学習推進課	生涯学習推進センターの管理運営に要する経費	150	17	167
82	10	4	3	生涯学習推進課	東部学習センター及び各公民館の管理運営に要する経費	394	54	448
83	10	4	4	図書館	図書館の管理運営に要する経費	60	24	84

No.	科目			担当課	予算事業名	報酬 追加額	職員手当等 追加額	歳出補正 予算額
	款	項	目					
84	10	4	5	青少年センター	非行防止対策の推進に要する経費	129	35	164
85	10	4	6	郷土資料館	郷土資料館の管理運営に要する経費	71	17	88
86	10	5	2	文化・スポーツ課	スポーツ振興に要する経費	24	10	34
87	10	5	3	学校教育課	学校給食運営に要する経費	7	4	11
歳出補正額合計						12,842	3,084	15,926

(2) 一般会計分(歳入補正) ※当初予算で全額特定財源としているもの

単位：千円

対応する歳出 補正No.	科目		担当課	名称	歳入補正 予算額
	款	目			
23・ 45	23		保険年金課	後期高齢者医療事務受託事業収入	89
24	17		保険年金課	基礎年金等事務費交付金	166
78	23		文化・スポーツ課	埋蔵文化財発掘調査委託金	308
歳入補正額合計					563

(3) 特別会計繰出分(歳出補正のみ)

単位：千円

No.	科目			担当課	予算事業名	歳出補正 予算額
	款	項	目			
88	3	1	1	保険年金課	国民健康保険特別会計繰出金	294
89	3	1	6	高齢者支援課	介護保険特別会計繰出金	246
90	3	1	6	保険年金課	後期高齢者医療特別会計繰出金 (後期高齢者医療事務費繰出金)	88
歳出補正額合計						628

【継続費】
（追加）

単位：千円

No.	款	項	事業名	担当課	総額	年度	年割額
1	3	1	総合福祉保健センター分館整備事業	社会福祉課	633,800	R6	10,286
						R7	96,294
						R8	527,220

【繰越明許費】

単位：千円

No.	款	項	担当課	事業名	金額	理由
1	3	2	こども支援課	放課後児童クラブ整備・改修事業	3,000	道野辺小学校の放課後児童クラブ整備工事に係る実施設計委託について、年度内完了が見込まれないため。

【債務負担行為】
（追加）

単位：千円

No.	事項	担当課	期間	限度額	説明
1	コミュニティセンター指定管理料	市民活動推進課	自 令和7年度 至 令和11年度	94,752千円 に消費税及び地方消費税の変動を加えた額	<p>【概要】 コミュニティセンターの令和7年度から令和11年度まで5年間の指定管理料について、債務負担行為を設定するものである。</p> <p>【選定方法】 プロポーザル方式</p> <p>【指定管理候補者】 公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター</p> <p>【算出根拠】 R7指定管理料 18,283千円 R8指定管理料 18,689千円 R9指定管理料 19,260千円 R10指定管理料 19,260千円 R11指定管理料 19,260千円 計 94,752千円</p>
2	民間保育所等整備助成事業	幼児保育課	令和7年度	211,817	<p>【概要】 今後見込まれる保育の必要量を確保するため、令和8年4月1日開園予定の定員60名規模（1か所）の民間保育所等を整備すべく、令和7年度中に整備工事を実施するため、令和6年度中にプロポーザルを実施し、事業者を決定する必要があることから、民間保育所等への整備費補助金について、債務負担行為を設定するものである。</p> <p>【算出根拠】 民間保育所等整備費補助金 211,817千円</p>

No.	事項	担当課	期間	限度額	説明
3	きらりホール及び中央公民館指定管理料	文化・スポーツ課	自 令和7年度 至 令和11年度	479,844千円に消費税及び地方消費税の変動を加えた額	<p>【概要】 きらりホール及び中央公民館の令和7年度から令和11年度までの5年間の指定管理料について、債務負担行為を設定するものである。</p> <p>【選定方法】 プロポーザル方式</p> <p>【指定管理候補者】 株式会社セイウン</p> <p>【算出根拠】 R7指定管理料 93,085千円 R8指定管理料 94,327千円 R9指定管理料 95,877千円 R10指定管理料 97,637千円 R11指定管理料 98,918千円 計 479,844千円</p>

議案第5号 令和6年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

【概要】

補正前の予算総額10,425,000千円に対し、歳入歳出それぞれ32,564千円を追加し、予算総額を10,457,564千円にしようとするものである。

【歳入予算】

単位：千円

No.	課名	款	名称	補正額	説明
1	保険年金課	5款 県支出金	保険給付費等交付金（特定健康診査等負担金）	48	<p>【概要】 千葉県最低賃金の引上げに伴い、パートタイム会計年度任用職員報酬等に不足が見込まれるため、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 補正後の額22,479千円－補正前の額22,431千円＝補正額48千円</p>
2		7款 繰入金	職員給与費等繰入金	1,303	<p>【概要】 ①千葉県最低賃金の引上げに伴い、パートタイム会計年度任用職員報酬等に不足が見込まれるため、追加するものである。 ②国民健康保険システムについて、令和6年12月2日から国民健康保険被保険者証の発行が終了し、マイナンバーカードを所有していない被保険者などを対象に資格確認書を発行する必要があることから、システム改修を行うことに伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 補正後の額105,920千円－補正前の額104,617千円＝補正額1,303千円</p>
3			その他一般会計繰入金	25	<p>【概要】 千葉県最低賃金の引上げに伴い、パートタイム会計年度任用職員報酬等に不足が見込まれるため、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 補正後の額513,909千円－補正前の額513,884千円＝補正額25千円</p>
4		8款 繰越金	その他繰越金	30,901	<p>【概要】 令和5年度の実質収支の確定に伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 確定額30,902千円－補正前の額1千円＝補正額30,901千円</p>
5		9款 諸収入	特定健康診査等負担金	287	<p>【概要】 令和5年度における特定健康診査等負担金（国負担分）の精算に伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 確定額288千円－補正前の額1千円＝補正額287千円</p>
合計				32,564	

【歳出予算】

単位：千円

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
1	保険年金課	1	1	1	資格・給付等に要する経費	1節 報酬 3節 職員手当等 12節 委託料	1,242	<p>【概要】</p> <p>①千葉県最低賃金の引上げに伴い、パートタイム会計年度任用職員報酬等に不足が見込まれるため、追加するものである。</p> <p>②国民健康保険システムについて、令和6年12月2日から国民健康保険被保険者証の発行が終了し、マイナンバーカードを所有していない被保険者などを対象に資格確認書を発行する必要があることから、システム改修を行うため、計上するものである。</p> <p>【財源内訳】</p> <p>一般財源1,242千円</p> <p>※一般財源のうち1,034千円は、一般会計で国庫支出金を同額計上している</p> <p>【算出根拠】</p> <p>①千葉県最低賃金の引き上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム会計年度任用職員報酬151千円 ・職員手当等57千円 <p>②国民健康保険被保険者証制度改正対応委託1,034千円</p>
2		1	2	1	国保料（税）の賦課徴収に要する経費	1節 報酬 3節 職員手当等	61	<p>【概要】</p> <p>千葉県最低賃金の引上げに伴い、パートタイム会計年度任用職員報酬等に不足が見込まれるため、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】</p> <p>①パートタイム会計年度任用職員報酬52千円</p> <p>②職員手当等9千円</p>
3		4	1	1	特定健康診査等に要する経費	1節 報酬 3節 職員手当等	73	<p>【概要】</p> <p>千葉県最低賃金の引上げに伴い、パートタイム会計年度任用職員報酬等に不足が見込まれるため、追加するものである。</p> <p>【財源内訳】</p> <p>県支出金48千円 一般財源25千円</p> <p>【算出根拠】</p> <p>①パートタイム会計年度任用職員報酬58千円</p> <p>②職員手当等15千円</p>
4		5	1	1	国民健康保険財政調整基金積立金に要する経費	24節 積立金	30,665	<p>【概要】</p> <p>令和5年度決算の確定及び特定健康診査等負担金の精算に伴い、財政調整基金積立金を追加するものである。</p> <p>【算出根拠】</p> <p>見込額30,666千円－補正前の額1千円＝補正額30,665千円</p> <p>【9月補正後の残高】</p> <p>30,686千円</p>

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
5	保険年金課	6	1	3	国民健康保険交付金・負担金償還金に要する経費	22節 償還金 利子及び割引料	523	<p>【概要】 令和5年度における特定健康診査等負担金（県負担分）の精算に伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 見込額524千円－補正前の額1千円＝補正額523千円</p>
合計							32,564	

議案第6号 令和6年度鎌ヶ谷市介護保険特別会計補正予算（第1号）

【概要】

補正前の予算総額9,746,000千円に対し、歳入歳出それぞれ440,155千円を追加し、予算総額を10,186,155千円にしようとするものである。

1 債務負担行為関係 P27
 (1) 介護保険電算処理システム

【歳入予算】

単位：千円

No.	課名	款	名称	補正額	説明
1	高齢者支援課	3款 支払基金交付金	介護給付費交付金（過年度分）	5,576	【概要】 令和5年度における介護給付費交付金の精算に伴い、計上するものである。 【算出根拠】 確定額2,291,387千円－受入額2,285,811千円＝追加交付額5,576千円
2		6款 繰入金	その他一般会計繰入金（事務費繰入金）	1,830	【概要】 ①千葉県最低賃金の引上げに伴い、パートタイム会計年度任用職員報酬等に不足が見込まれるため、追加するものである。 ②介護保険システムについて、高額介護（高額総合事業）サービス費の国保連合会への共同委託運用から自庁計算運用に切り替えることに伴い、追加するものである。 【算出根拠】 補正後の額126,379千円－補正前の額124,549千円＝補正額1,830千円
3			低所得者保険料軽減繰入金（過年度分）	1,371	【概要】 令和5年度における低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、一般会計繰入金を計上するものである。 【算出根拠】 確定額57,217千円－受入額55,846千円＝追加交付額1,371千円
4			財政調整基金繰入金	30	【概要】 歳入歳出予算の差額について、繰入金を追加するものである。 【算出根拠】 見込額224,087千円－補正前の額224,057千円＝補正額30千円 【9月補正後の残高】 294,599千円
5			7款 繰越金	繰越金	431,348
合計				440,155	

【歳出予算】

単位：千円

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
1	高齢者支援課	1	1	1	介護保険事務に要する経費	1節 報酬 3節 職員手当等 12節 委託料	1,761	<p>【概要】 ①千葉県最低賃金の引上げに伴い、パートタイム会計年度任用職員報酬等に不足が見込まれるため、追加するものである。 ②介護保険システムについて、高額介護（高額総合事業）サービス費の国保連合会への共同委託運用から自庁計算運用に切り替えるため、計上するものである。</p> <p>【財源内訳】 一般財源1,761千円</p> <p>【算出根拠】 ①千葉県最低賃金の引き上げ ・パートタイム会計年度任用職員報酬128千円 ・職員手当等49千円 ②介護保険システム共同委託処理運用切替作業委託1,584千円</p>
2		5	2	1	介護予防普及啓発事業に要する経費	1節 報酬	69	<p>【概要】 千葉県最低賃金の引上げに伴い、パートタイム会計年度任用職員報酬に不足が見込まれるため、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 パートタイム会計年度任用職員報酬69千円</p>
3		6	1	1	介護保険財政調整基金積立金に要する経費	24節 積立金	238,721	<p>【概要】 令和5年度決算剰余金のうち、保険料相当分について積み立てるため、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 補正後の額238,722千円－補正前の額1千円＝補正額238,721千円</p> <p>【9月補正後の残高】 294,599千円</p>
4		7	1	2	国庫支出金等過年度分返還金に要する経費	22節 償還金利息及び割引料	105,742	<p>【概要】 令和5年度分の国庫支出金等の精算に伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 確定額115,742千円－補正前の額10,000千円＝補正額105,742千円</p>
5		7	2	1	一般会計繰出金	27節 繰出金	93,862	<p>【概要】 令和5年度分の精算に伴い、一般会計繰出金を追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 介護給付費繰入金返還金分48,945千円＋保険料還付未済金分2,472千円＋第1号被保険者延滞金分274千円＋地域支援事業繰入金返還金分7,356千円＋事務費繰入金返還金分34,723千円＋低所得者保険料軽減負担金分93千円－補正前の額1千円＝補正額93,862千円</p>
合計							440,155	

【債務負担行為】

単位：千円

No.	事項	担当課	期間	限度額	説明
1	介護保険電算 処理システム	高齢者支援課	自 令和7年度 至 令和11年度	57,869	<p>【概要】 現在の介護保険システムの長期継続契約期間が令和7年3月31日までとなっているため、端末やプリンタ等の機器を更新するものである。 令和7年度当初から同システムを確実に稼働させるため、令和6年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものである。</p> <p>【算出根拠】 ①端末PC・プリンタ機器・設定費用 57,560千円 ②スキャンテスト309千円 (内訳) R7 11,821千円 R8 11,512千円 R9 11,512千円 R10 11,512千円 R11 11,512千円 計 57,869千円</p> <p>【参考】 現行 (R2～R6) の経費51,863千円</p>

議案第7号 令和6年度鎌ヶ谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

【概要】

補正前の予算総額1,890,000千円に対し、歳入歳出それぞれ13,180千円を追加し、予算総額を1,903,180千円にしようとするものである。

【歳入予算】

単位：千円

No.	課名	款	名称	補正額	説明
1	保険年金課	3款 繰入金	事務費繰入金	88	<p>【概要】 千葉県最低賃金の引上げに伴い、パートタイム会計年度任用職員報酬等に不足が見込まれるため、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 確定額47,707千円－補正前の額47,619千円＝補正額88千円</p>
2		4款 繰越金	繰越金（事務費繰越金分）	9,296	<p>【概要】 令和5年度の実質収支の確定に伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 確定額9,297千円－補正前の額1千円＝補正額9,296千円</p>
3		4款 繰越金	繰越金（広域連合納付分）	3,796	<p>【概要】 令和5年度の実質収支の確定に伴い、追加するものである。</p> <p>【算出根拠】 確定額3,797千円－補正前の額1千円＝補正額3,796千円</p>
合計				13,180	

【歳出予算】

単位：千円

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
1	保険年金課	1	1	1	後期高齢者の資格・給付に要する経費	1節 報酬 3節 職員手当等	44	【概要】 千葉県最低賃金の引上げに伴い、パートタイム会計年度任用職員報酬等に不足が見込まれるため、追加するものである。 【算出根拠】 ①パートタイム会計年度任用職員報酬31千円 ②職員手当等13千円
2		1	2	1	後期高齢者医療保険料の徴収に要する経費	1節 報酬 3節 職員手当等	44	【概要】 千葉県最低賃金の引上げに伴い、パートタイム会計年度任用職員報酬等に不足が見込まれるため、追加するものである。 【算出根拠】 ①パートタイム会計年度任用職員報酬31千円 ②職員手当等13千円
3		2	1	1	広域連合納付金に要する経費	18節 保険料負担金（前年度精算分）	3,796	【概要】 令和5年度分の精算に伴い、追加するものである。 【算出根拠】 確定額3,797千円－補正前の額1千円＝補正額3,796千円
4		3	2	1	一般会計繰出金	27節 一般会計繰出金	9,296	【概要】 令和5年度分の精算に伴い、追加するものである。 【算出根拠】 確定額9,297千円－補正前の額1千円＝補正額9,296千円
合計							13,180	